

# 第14回

## 島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。  
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

平成27年7月27日（月）午後4時00分より  
於：島原市有明庁舎3階大会議室

## 第14回 島原市農業委員会総会

1. 開会日時 平成27年7月27日(月) 16時00分
2. 閉会時間 平成27年7月27日(月) 16時48分
3. 開催場所 有明庁舎 3階大会議室
4. 出席委員者の数 26名
5. 欠席委員者の数 5名
6. 議案
  - 第1号議案 農地法第3条第1項(所有権設定)の規定による許可処分の取消願について
  - 第2号議案 農地法第3条第1項(所有権設定)の規定による許可申請について
  - 第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
  - 第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
  - 第5号議案 非農地証明願について
  - 第6号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について
  - 第7号議案 中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について
  - 第8号議案 島原市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について
7. 報告事項
  - 報告第1号 合意解約通知書について
  - 報告第2号 使用貸借解約通知書について
  - 報告第3号 新規就農者について

午後4時00分開始

議長

只今より、第14回島原市農業委員会の総会を開催します。

本日、・・・番・・・委員、・・・番・・・委員、・・・番・・・委員、・・・番・・・委員、・・・番・・・委員は所要の為、欠席との連絡がっております。

農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、議長が指名することになっており、・・・番・・・委員、・・・番・・・委員を指名します。

議長

第1号議案 農地法第3条の規定による許可処分の取消願いの1番を上程します。  
事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条の規定による許可処分の取消願いの1番について、説明します。

農地法第3条の規定による許可につきましては、平成7年2月15日付け、島農委指令第・・・号で許可をしておりましたが、譲渡人の、・・・の・・・さんと、譲受人の、・・・の・・・さんとの契約が成立しなかったための取消しの申請です。

契約が成立しなかった時点で取消願いを提出しなければいけなかったが、本人もそのことを知らずに、今回賃貸借の申請でそのことがわかり、今後は、このようなことがないように気を付けます。とのことでした。

議長

只今、説明がありましたが、第1号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の1番については許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条の規定による許可処分の取消願いの1番については許可することに決定します。

議長

次に、第2号議案 農地法第3条（所有権移転）の規定による許可申請の1番から6番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第3条（所有権移転）の規定による許可申請の1番から6番について、説明します。

許可申請の1番と2番につきましては、同一地番の農地の所有権移転で、それぞれの持分3分の1を贈与したいとの申請で、1番の譲渡人は、・・・の・・・さん、2番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は、どちらも・・・の・・・さんです。畑2筆1,490平方メートルの持分3分の1をそれぞれ贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は18,441平方メートルで、農機具は、トラクター1台、管理機1台、乾燥機1台、噴霧器1台の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

次に、3番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は、・・・の・・・さんです。田1筆741平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は10,994平方メートルで、農機具は、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、軽トラック1台の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

次に、4番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は、・・・の・・・さんです。田1筆46平方メートルを湯江・・・番、宅地61,99平方メートルと交換するための申請です。

取得後の耕作面積は12,803平方メートルで、農機具は、トラクター3台、耕うん機2台の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

次に、5番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は、・・・の・・・さんです。畑1筆443平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は16,307平方メートルで、農機具は、トラクター1台、動力噴霧器1台、管理機2台、馬铃薯植付機1台、トラック1台の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

次に、6番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は、・・・の・・・さんです。畑6筆6,680平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は17,922平方メートルで、農機具は、トラクター1台、テラー1台、キャリア1台、動力噴霧器1台、トラック1台の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

1 番及び2 番について、・番 . . . . . 委員

現地調査員

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の1番及び2番について報告します。

1番及び2番の譲受人は、農家で14年の農作業暦があります。

本人と臨時雇用者で農業を営んでおり、水稻、みかんを作付し、通作距離は車で5分ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

次に3番について、・番 . . . . . 委員

現地調査員

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の3番について報告します。

3番の譲受人は、農家で25年の農作業暦があります。

妻と農業を営んでおり、水稻、かぼちゃ、にら、バレイショを作付し、通作距離は徒歩で5分ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

次に4番についても、・番 . . . . . 委員

現地調査員

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の4番について報告します。

4番の譲受人は、農家で45年の農作業暦があります。

妻、子、子の妻の4人で農業を営んでおり、水稻、いちご、ゴウヤ、ブロッコリーを作付し、通作距離は自宅の隣ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

次に5番について、・番 . . . . . 委員

現地調査員

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の5番について報告します。

5番の譲受人は、農家で40年の農作業歴があります。

妻と2人で農業を営んでおり、水稻、バレイショ、カボチャを作付し、通作距離は車で9分ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

次に6番についても、・・・番・・・・・・ 委員

現地調査員

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の6番について報告します。

6番の譲受人は、兼業農家で30年の農作業歴があります。

妻、父母の4人で農業を営んでおり、バレイショ、カボチャ、キャベツを作付し、通作距離は500メートルということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

只今、現地調査員より説明がありましたが、第2号議案の1番から6番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第3条(所有権移転)の規定による許可申請の1番から6番は許可することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の1番について説明します。

申請人は・・・の・・・さんで、申請地837平方メートルに、太陽光発電施設(374.0

8平方メートル、44.00kw)を設置したいとの申請です。

申請地は、・・・・・・から概ね300m以内にあることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・番・・・・委員

現地調査員

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の申請地は・・・の一角にあり、北側は申請者の宅地、東側、南側及び西側は農地となっております。

現状のまま利用し、雨水は自然流下ということで、問題なしと見て参りました。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第4条の規定による 許可申請1番については許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請1番について説明します。

1番の譲渡人は・・・・・・の・・・・・・さん、譲受人は・・・・・・の・・・・・・さんで、申請地329平方メートルを譲り受け、鉄骨造り平屋建て住宅104.34平方メートルを建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第3種農地と地判断しております。被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・番・・・・・・ 委員

現地調査員

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の申請地は・・・・・・の一角にあり、北側は譲渡人所有の農地、東側は水路、南側は道路、西側は宅地となっております。

雨水は溜枿を経由して道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請1番について、ご意見等がありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請2番について、説明します。

2番の譲渡人は………の………さん、譲受人は………の………さんです。

申請地542平方メートルを譲り受け、木造平屋建て貸家住宅69.30平方メートルを2棟、建築にしたいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と地判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

…番 …… 委員

現地調査員

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番について報告します。

2番の申請地は………の一角にあり、北側は水路を挟んで農地、東側及び西側は水路を挟んで道路、南側は道路となっております。

雨水は溜枿を經由して道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を經由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の3番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請3番について、説明します。

3番の使用貸人は・・・の・・・さん、使用借人は・・・の・・・さんです。

申請地、畑1筆413平方メートルの・・・さん持分3分の1を借り受け、太陽光発電施設(361.43平方メートル、49.40kw)を設置したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地外で農地の集団性が10%未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・番 ・・・ 委員

現地調査員

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の3番について報告します。

3番の申請地は・・・の一角にあり、北側は申請者所有の宅地、東側は申請者所有の農地、南側は宅地、西側は道路となっております。

現状のまま利用し、雨水は自然流下ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の3番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の3番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の4番を上程します。事務局の説明を求めます。

#### 事務局

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請4番について、説明します。

4番の譲受人は・・・の・・・さん、譲渡人は・・・の・・・さんです。

申請地881平方メートルを譲り受け、木造平屋建て、貸家住宅87.55平方メートルを2棟、建築したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地外で農地の集団性が10<sup>ヘクタール</sup>未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

#### 議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・番 ・・・ 委員

#### 現地調査員

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の4番について報告します。

4番の申請地は・・・の一角にあり、北側は里道を挟んで農地、東側は宅地、南側及び西側は農地となっております。

雨水は溜枿を經由して道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を經由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

#### 議長

只今、説明がありましたが、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の4番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

#### 議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の4番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の4番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の5番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請5番について、説明します。

5番の使用貸人は・・・の・・・さん、使用借人は・・・の・・・さんです。

申請地960平方メートルを借り受け、太陽光発電施設（368.40平方メートル、49.50kw）を設置したいとの申請です。

申請地は、・・・から概ね300m以内にあることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・番 ・・・ 委員

現地調査員

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の5番について報告します。

5番の申請地は・・・の一角にあり、北側は水路を挟んで農地、東側は里道を挟んで農地、南側は申請者所有の宅地、西側は農地となっております。

現状のまま利用し、雨水は自然流下ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の5番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の5番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長 (廣瀬 光徳 会長)

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の5番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第5号議案 非農地証明願いの1番について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案 非農地証明願いの1番について説明します。

1番の申請人は・・・の・・・さんで、申請地は平成元年月日不詳頃より、竹等が生い茂り竹林化しています。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・番 ・ ・ ・ ・ ・ 委員

現地調査員

第5号議案 非農地証明願いの1番について報告します。

申請地は・・・の一角にあり、北側は農地、東側は山林、南側は里道を挟んで宅地、西側は道路となっております。

現地を見ますと、長年耕作されておらず竹等が生い茂り竹林になっており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

只今、説明がありましたが、第5号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第5号議案の1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第5号議案の1番は非農地証明書を交付することに決定します。  
次に、第5号議案 非農地証明願いの2番について上程します。  
事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案 非農地証明願いの2番について説明します。  
2番の申請人は・・・の・・・さんで、申請地は昭和60年月日不詳頃より、竹等が生い茂り竹林化しています。  
以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。  
・番・・・・委員

現地調査員

第5号議案 非農地証明願いの2番について報告します。  
申請地は・・・の一角にあり、北側、東側及び西側は山林、南側は農地となっております。  
現地を見ますと、長年耕作されておらず竹等が生い茂り竹林になっており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。  
ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第5号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第5号議案の2番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第5号議案の2番は非農地証明書を交付することに決定します。  
次に、第5号議案 非農地証明願いの3番について上程します。  
事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案 非農地証明願いの3番について説明します。

3番の申請人は・・・の・・・さんで、申請地は昭和57年4月日不詳頃より、農業用倉庫用地として利用されています。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・番 …… 委員

現地調査員

第5号議案 非農地証明願いの3番について報告します。

申請地は・・・の一角にあり、北側は道路、東側、南側及び西側は申請者所有の農地となっております。

現地を見ますと、20年以上前から農業用倉庫敷地として利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第5号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第5号議案の3番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第5号議案の3番は非農地証明書を交付することに決定します。

次に、第5号議案 非農地証明願いの4番について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案 非農地証明願いの4番について説明します。

4番の申請人は・・・の・・・さんで、申請地は昭和32年月日不詳頃より、農業用倉庫用地として利用されています。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・番・・・・委員

現地調査員

第5号議案 非農地証明願いの4番について報告します。

申請地は・・・の一角にあり、北側、東側及び西側は申請者所有の農地、南側は申請者所有の宅地となっております。

現地を見ますと、20年以上前から農業用倉庫敷地として利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第5号議案の4番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第5号議案の4番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第5号議案の4番は非農地証明書を交付することに決定します。

次に、第5号議案 非農地証明願いの5番について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案 非農地証明願いの5番について説明します。

5番の申請人は・・・の・・・さんで、申請地は昭和60年月日不詳頃より、竹等が生い茂り竹林化しています。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・番 . . . . . 委員

現地調査員

第5号議案 非農地証明願いの5番について報告します。

申請地は. . .の一角にあり、北側、東側及び西側は山林、南側は水路を挟んで農地となっております。

現地を見ますと、長年耕作されておらず竹等が生い茂り竹林になっており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第5号議案の5番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第5号議案の5番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第5号議案の5番は非農地証明書を交付することに決定します。

次に、第6号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について上程します。

本件については、農業委員会等に関する法律第24条の規定により、除斥の必要がありますので、. . .番 . . . . . 委員の退場を求めます。

(. . . . . 委員 退場)

事務局の説明を求めます。

事務局

第6号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画(案)の承認を得よ

うとするものであります。

利用権設定については、議案集 6 ページから 9 ページに記載のとおりで

耕作権の新規設定 6 件 23 筆 19,365.00 m<sup>2</sup>

耕作権の再設定 12 件 17 筆 21,120.00 m<sup>2</sup>

合 計 18 件 40 筆 40,485.00 m<sup>2</sup>

です。

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、議案集 10 ページに記載のとおりで、  
2 件 2 筆 1,444.00 m<sup>2</sup>です。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、農用地利用集積計画(案)を承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議がないようですので、第 6 号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)は承認することに決定します。

・・・番 …… 委員の入場を求めます。

(…… 委員 入場)

議長)

・・・ 委員に関する案件も含め、農用地利用集積計画(案)は承認することに決定しましたので報告します。

次に、第 7 号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について を上程します。  
事務局の説明を求めます。

事務局

第7号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について説明いたします。

この議案は6月の総会時に、長崎県農業振興公社(中間管理機構)へ耕作権の設定を承認いただいた件で、今回受け手の耕作権の設定について、島原市より「農用地利用配分計画（案）」の提出がありました。

ついては、「農地中間管理事業の実施に関する規定」の10—(2)に基づき、農業委員会の意見を聴取するようになっております。

議案集の11ページをご覧ください。

・・・・の・・・・さんは、賃貸借後の耕作面積は17,566㎡、農機具はトラクター2台、トラック3台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は本人・妻・子・子の妻の4名で、主に野菜等を作付されています。また通作距離も問題なく、すべての許可要件を満たしております。

次に、・・・・の・・・・さんは、賃貸借後の耕作面積は19,188㎡、農機具はトラクター1台、リフト1台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は本人・妻・父・母の4名で、主に野菜等を作付されています。また通作距離も問題なく、すべての許可要件を満たしております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について、問題なしということで市に回答してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議がないようですので、第7号議案は問題なしということで市に回答することに決定します。

議長

次に、第8号議案、島原市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦についてを上程します。  
事務局の説明を求めます。

事務局

第8号議案、島原市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について説明いたします。

前回第13回農業委員会総会で、辞任の同意により辞任された・・・委員が、農業委員会推薦委員として島原市農業振興地域整備促進協議会委員となられていましたが、農業委員の辞任に伴い島原市農業振興地域整備促進協議会委員も失職になり、市長より後任委員の推薦依頼がきておりますので、後任委員の推薦方よろしくをお願いします。

議長

本件については、議長において指名推選いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議がないようですので、議長において指名推選いたしたいと思います。島原市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦に当たっては、各地区より1名ずつの推薦としておりましたので、・・・地区の・・・委員を推薦したいと思います。

なお、推薦決定に当たっては、農業委員会等に関する法律第24条の規定により、除斥の必要がありますので、・・・番・・・委員の退場を求めます。

(・・・委員 退場)

議長

ただいま指名いたしました・・・委員を島原市農業振興地域整備促進協議会委員に推薦することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議がないようですので、・・・委員を推薦することに決定します。

・・・番・・・委員の入場を求めます。

(・・・委員 入場)

議長

・・・委員を島原市農業振興地域整備促進協議会委員として、推薦することに決定いたしました。よろしくをお願いします。

次に、報告事項です。事務局の説明を求めます。

#### 事務局

報告第1号の合意解約通知書について説明します。

議案集12ページに記載のとおりで、5件 13筆 7, 588㎡の届けがありました。

次に、報告第2号、使用貸借解約通知については、議案集13ページに記載のとおりで、1件 1筆 1,455.00㎡の届けがありました。

次に、報告第3号、新規就農者についてであります。……の……さん(…歳)より新規就農計画書等の提出がありましたので報告いたします。今回、……の畑を9,618㎡借り受けて、ハナシバを栽培する計画。

そして、農業従事者は本人・妻・母の3名で、従事日数及び経験年数は表のとおりです。また農機具はトラクター1台、トラック4台、耕運機2台を所有し、通作距離も市内の農地なので問題なく、すべての要件を満たしております。

以上で報告を終わります。

#### 議長

ただいまの報告に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

#### 議長

ご意見、ご質問等がありませんので、第14回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。

これで、第14回島原市農業委員会総会を閉会します。

午後4時48分